

令和2年3月23日

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【文書指摘】

平成30年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 学校教職員の多忙解消と負担軽減の取組について（教育委員会）……………1頁
- 2 障がい者の離職防止・職場定着について（商工労働部）……………2頁
- 3 新規就農者増加のための産地・経営体の育成支援について（農林水産部）……………3頁
- 4 児童虐待事案への対応について（警察本部・子育て・人財局）……………4頁
- 5 県立病院における医師の確保について（病院局）……………5頁

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	令和2年度事業名・予算額
<p>1 学校教職員の多忙解消と負担軽減の取組について</p> <p>近年の教育環境の多様化、複雑化等に伴う学校教職員の多忙化や負担の解消を図るため、県立学校では民間コンサルタントの指導によるカイゼン活動を実施したり、全小中学校へ「統合型学校業務支援システム」を導入するなど、学校現場の業務改善に取り組まれたことから、学校教職員のカイゼン意識も高まり、全体の時間外業務も減少傾向にあります。中学校では時間外業務実績が月1人当たり61時間（平成30年度）となるなど、依然として高い水準にあります。</p> <p>教育委員会では、新たに平成30年度から、部活動指導員（39名）や教員業務アシスタント（13名）を各学校に配置し、さらなる教員業務の負担軽減等に取り組んでいるところでありますが、部活動指導員は、その選定が学校任せとなっており、関係団体との連携も十分とは言えない状況が見受けられ、結果として配置が思うように進んでおらず、また、教員業務アシスタントは、組織的な教員業務の切り出しや見直しが行われる仕組みとなっていない等のことから、教職員の着実な負担軽減と時間外業務縮減に結びついていない状況にあります。</p> <p>国においては、働き方改革の取組の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定して在校等時間の上限を示しており、本県でもこれに沿った運用が令和2年度より行われようとしているところであります。</p> <p>教育委員会においては、在校等時間を上限内に納め、かつ、よりよい教育活動の実践を実現していくため、部活動指導員や教員業務アシスタント等の取組が着実に教職員の負担軽減</p>	<p>部活動指導員については、従前の顧問の配置の在り方も含めて改善するなど、部活動が継続できるよう、県教育委員会において県全体の在り方について検討し、各学校・市町村に対して助言等を行っていきます。</p> <p>また、配置にあたっては体育協会や各種競技団体等に指導者の有無を確認するなど、関係団体と密接に連携を図り、ニーズを十分に踏まえた上で、学校や市町村を支援していきます。（令和2年度配置予定数 中学校70名（令和元年度55名）、高等学校29名（令和元年度12名））</p> <p>教員業務アシスタントについては、教員業務を切り出してアシスタントへ依頼することが効果的な業務や、業務依頼票の活用方法、教員業務の負担軽減に繋がった好事例を周知・展開することで、効果的な運用となるよう配置校や市町村教育委員会と連携して、取り組んでいきます。（令和2年度配置予定数46名（令和元年度23名））</p> <p>また、配置校に対しては、外部講師による業務カイゼンに関する研修を行い、教員ひとりひとりが自らの業務について見直し、全体でそれを共有する取組等を行うとともに、アシスタントの配置を含めたカイゼン活動について校種別に効果的な取組策の研修を行い、組織全体で時間外業務削減に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、令和2年度から教職員の勤務時間の上限に関する方針を策定、適用し、学校業務カイゼンプランに定めている業務・行事の削減、時間管理意識の徹底、学校業務支援システム等の活用、部活動の在り方の見直し等により、教職員の負担軽減を総合的に推進していきます。</p>	<p>部活動指導員配置事業 36,552千円</p> <p>学校現場における働き方改革推進事業 38,995千円</p>

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	令和2年度事業名・予算額
<p>等につながるよう、実効性向上のための仕組みの導入や制度の見直しを主体的に行っていくべきであります。</p>		
<p>2 障がい者の離職防止・職場定着について</p> <p>平成30年度末の障がい者の就業者数は3,362人で、平成26年度末の2,545人から約32%増加しているものの、同時に離職者も増加しています。</p> <p>障がい者の就労が定着している事業所においては、障害者就業・生活支援センターが行う障がい者との定期面談の内容を職場環境の改善につなげていることと合せて、同センターと連携して事業所内で相談及び指導を行う障害者職業生活相談員が大きな役割を發揮しています。</p> <p>障害者職業生活相談員は障がいのある就労者が5人未満の事業所には配置義務がありませんが、配置することによる効果が高いことから、本県としても配置の促進を図るとともに、相談員が職場内で取り組みやすくなるよう、相談員等の育成・研修を一層、充実するべきであります。</p> <p>さらに、同センターが行っている業務が、各事業所において幅広く活用できるように、県立ハローワークの就業支援において、同センターとの連携や情報共有を強化していくべきであります。</p>	<p>障害者職業生活相談員の配置を進めるため、令和2年度からは、法律上生活相談員の配置義務がない事業所（障がいがある労働者が5人未満の事業所）が、新たに生活相談員を配置する場合には、障がい者雇用のための設備整備等の費用の助成を行うこととします。</p> <p>また、法律で障害者職業生活相談員の配置義務のある企業等（障がいのある労働者が5人以上の事業所）だけでなく、障がい者を雇用する義務のあるすべての企業等（労働者45.5人以上の民間法人）に対して、労働局や（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携しながら、資格認定講習受講を勧め、障害者職業生活相談員の配置を促進することで、障がい者の職場定着を図っていきます。</p> <p>県外でより専門的な研修を受講することが必要な、訪問型・企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）については、令和2年度からは、新任者の養成研修に加えて、現任のジョブコーチが能力を高めるためのスキル向上研修受講旅費も助成の対象に加えます。</p> <p>この他、令和元年度に実施した「障がい者雇用実態調査」の結果を活用し、経営者や支援機関に対する新たな研修も行います。</p> <p>さらに、県立ハローワークでは、障がいのある求職者が就業前の事前準備（日常生活の改善指導、職業適性評価、就労に当たって配慮が必要な事項の確認など）が必要な場合には、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、発達障がい者支援センター、精神保健福祉センターといった専門支援機関と連携しながら、伴走・寄り添い型の支援により就職に関する相談や職業紹介を行っていきます。</p> <p>引き続き、障害者就業・生活支援センターが取り組む業務への理解や連絡調整がしっかりと行われるよう、センターと情報交換を行うなど連</p>	<p>障がい者就業定着支援強化事業 29,376千円 (うち企業内支援強化事業 500千円) (うちジョブコーチ養成研修 派遣支援事業 325千円) (うち企業内支援者スキルアップ研修 264千円)</p>

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	令和2年度事業名・予算額
	携体制の強化に努めます。	
<p>3 新規就農者増加のための産地・経営体の育成支援について</p> <p>鳥取県農業生産1千億円達成プランでは、新規就農者を年間200人増やしていく目標としていますが、平成30年度は165人（独立自営就農51人、法人等での雇用就農114人）の増加に留まりました。</p> <p>これまで、新規就農者を増やすための様々な事業が行われてきましたが、就農者を受け入れる地域や法人を増やすことも重要であるとの認識から、後継者の育成確保を目的とした園芸産地継承システムづくり支援事業を平成30年度から開始しています。しかし、この事業は園芸分野に限定されているため、水田作物や畜産の新規就農者の育成を目的とした取組についても検討するとともに、新たな体制づくりを農業大学校等の行政、関係機関や産地等とも連携しながら取り組むべきであります。</p> <p>また、「がんばる地域プラン」、「がんばる農家プラン」で地域農業を核とした地域活性化や経営規模拡大による安定経営により生産者を支えることを目的とした事業が、結果として新規就農者や雇用の増加につながっているものもあります。しかし、事業内容が機械・施設導入への補助が中心であるため、経営相談等の支援が不足しています。安定経営に向けた継続的な経営相談事業も盛り込み、新規就農や雇用が着実に増えるよう総合的に支援していくべきであります。</p>	<p>就農希望者の定着を促進するためには、産地全体としての取組が不可欠です。そのため、まずは産地の維持・発展に向けた問題意識の高い野菜、果樹等の園芸部門について、園芸産地継承システムづくり支援事業を展開しており、八頭町の梨や柿、倉吉市のスイカ、梨等の品目において新規就農者確保・育成の仕組みづくりが始まっています。</p> <p>一方、水田作、畜産部門については、個別経営が中心であること、多額の設備投資が必要で独立自営開始にあたってのリスクが高いことなどから、雇用就農若しくは親元就農での対応が大半を占めている状況です。そのため、支援に当たっては、市町村、農業改良普及所、JA等関係機関が、新たな従業員雇用による規模拡大・増頭や、後継者の就農を想定する経営体の意向把握を進めた上で、専門家派遣等により経営発展を伴走型で支援する農業経営相談所、就農相談窓口である（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と連携して、密接な情報共有とマッチングを図る仕組みを構築します。</p> <p>がんばる地域プラン、がんばる農家プラン事業については、農業改良普及所が経営上の課題等についても個別支援対応する等、経営面を含めて総合的に支援を行っていきます。</p> <p>また近年は法人化を見据えてがんばる農家プラン事業に向かう農業者が増えていることから、農業経営相談所等との連携を強化しながら、後継者等の就農や従業員の新規雇用に結びつくよう、継続的な経営支援を行っていきます。</p>	<p>園芸産地継承システムづくり支援事業 6,920千円</p> <p>新規就農者総合支援事業 312,448千円</p> <p>鳥取発！アグリスタート研修支援事業 53,911千円</p> <p>農の雇用ステップアップ支援事業 67,049千円</p> <p>農業経営法人化総合支援事業 20,826千円</p> <p>みんなでやらいや農業支援事業 159,934千円</p>

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	令和2年度事業名・予算額
<p>4 児童虐待事案への対応について</p> <p>近年、幼児や児童が保護者またはその同居者等からの虐待によって命を落とす悲惨な事案が全国的に発生しています。</p> <p>本県でも、警察や児童相談所における児童虐待の認知件数は右肩上がりに増加しております。今のところ重大な結果につながる虐待事案は発生していないものの、いつ起きてもおかしくないという認識を持ち、発生した際には、迅速で適切な対応が求められることは言うまでもありません。</p> <p>警察本部では、医師会・県との連携協定を締結するなど、関係機関との連携に取り組んできたところですが、今後も、幼児や児童の安全確認・確保に向けた実効性のある連携体制の強化について、不断の検討を行うべきであります。</p> <p>また、児童虐待事案は、ドメスティックバイオレンス（DV）事案との関連性が高いとされていることから、警察本部において、人身安全関連事案を総合的に担当する部署の創設を検討すべきであります。</p>	<p>夫婦間等におけるDV事案のうち、児童の面前で暴行等が行われることによる「面前DV」が児童虐待の一態様である「心理的虐待」に該当することから、児童虐待とDV事案の関連は高くなってきています。</p> <p>これらの事案対処を、迅速かつ効果的なものとするため、令和2年度から、これまでDV事案を担当している生活安全企画課人身安全対策室を少年課に統合する組織改正を行い、新たに「少年・人身安全対策課」を創設し、人身安全関連事案を総合的に担当する体制を整備します。</p> <p>児童相談所には、警察官、医師、教員、弁護士といった専門的知識技能を持つ職員の配置が進んでいるところですが、警察との更なる連携を強化するため、令和2年4月には、米子児童相談所にも警部補クラスの警察官を追加で出向させる予定です。</p> <p>また、増加傾向にある児童虐待事案に対して適切に対処するため、令和2年4月から中央児童相談所に児童福祉司を1名増員配置し、さらに米子児童相談所には、判定保護課を判定課及び一時保護課に再編することと併せて児童指導員を2名増員配置し、一時保護児童への対応や夜間の指導体制の充実を図ることで、児童相談所の体制強化を図ります。</p>	<p>(警察本部)</p> <p>生活安全活動運営費 14,762 千円</p> <p>犯罪被害者支援事業 14,000 千円 (うち犯罪被害者緊急避難場所確保事業補助金 394 千円)</p> <p>(子育て・人財局)</p> <p>児童相談所体制強化事業 16,691 千円</p>

平成30年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	令和2年度事業名・予算額
<p>5 県立病院における医師の確保について</p> <p>県立病院における医師の確保については、平成30年度に中央病院で4名、厚生病院で5名の常勤医師が増員されるなど、一定の成果が上がっています。</p> <p>しかしながら、中央病院では、第Ⅲ期病院改革プランにおける新病院開設に向けた体制強化のための目標数120名に対して20名程度が不足しており、特に救急専門医や麻酔科医等の一層の確保が求められます。また、厚生病院でも、目標数60名に対して10名程度が不足しており、特に非常勤医師で対応している病理医や眼科医等の確保が急がれます。</p> <p>本県の基幹病院・中核病院として、両県立病院が目指すべき医療を安定して提供していくためには、更なる医師確保が必要であり、今後も、鳥取大学等との連携強化や研修医の積極的な受け入れ等の取組について、効果検証・見直しを行いつつ着実に進めるとともに、鳥取大学医学部（地域枠）及び自治医科大学卒業医師をはじめとした若手医師を確実に定着させていくためにも、医師が学びたい、働きたいと思える魅力ある病院づくりを進める必要があります。</p> <p>そのためには、地域の医療ニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえた病院の特色の明確化と、その特色を伸ばすための戦略的投資、そして、長時間労働の是正をはじめとした働き方改革を一層推進すべきであり、併せて、情報発信の強化にも積極的に取り組むべきであります。</p>	<p>医師の確保については、主に両病院長が鳥取大学医学部等に対して協議を行い、医師派遣等を要請するほか、研修医としての勤務経験が将来勤務する医療機関の選択につながるケースが多いことから、研修医の確保に努めていきます。</p> <p>具体的には、それぞれの地域における急性期かつ中核病院として、急性期の患者から地域の医療機関からの紹介患者など、多様な症例が経験できることをPRするなど、魅力ある病院づくりを通じて初期研修医、後期研修医（専攻医）に研修病院として選択してもらえるような取組を行っていきます。</p> <p>鳥取大学とも、令和2年度当初予算案において、医療技術面向上のため合同カンファレンスを実施可能なテレビ会議システムを導入するなど、更なる連携を図っていきます。</p> <p>中央病院においては新病院になったことを契機に、手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）など新治療機器等を導入するほか、令和2年1月からがんセンターを設置し、東部圏域で唯一となったがん診療連携拠点病院としての役割を果たすための体制を整備したところです。</p> <p>厚生病院においては、院内に設置した「臨床研修・教育センター」を活用し、中央病院と同様に研修医を支援する体制を整備し、研修医の確保を図っていきます（研修医：平成28年度1名→令和2年度3名）。</p> <p>このような研修医に対する充実した支援体制、県立病院で働くことの魅力、県立病院が提供する医療や講演会等について、ホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信を図っていきます。</p> <p>また、県立病院は「地域医療支援病院」であることから、患者の紹介・逆紹介を進め、軽症者や回復期・慢性期の患者は地域の医療機関を受診していただくよう役割分担を進めることで一層の医師の負担軽減を図っていきます。</p>	<p>（福祉保健部）</p> <p>がん対策推進事業 82,465千円</p> <p>（うち鳥取大学医学部附属病院と県立中央病院の連携強化事業 2,567千円）</p>